

高年齢者の雇用環境等の整備をする場合

相談・情報提供
融資・リース・保証
補助金・出資
場の提供
その他

65歳超雇用推進助成金

生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者の雇用環境の整備等を行う事業主に対し、助成します。

対象者

雇用保険適用事業所の事業主

※要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

内容

(1) 65歳超継続雇用促進コース

■ 助成内容

高年齢者の安定した雇用の確保のための定年引上げ等の措置（①65歳以上への定年の引上げ、②定年の定め廃止、③希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入）を実施した事業主に対して助成します。

■ 支給額

【65歳以上への定年引上げ】 【定年の定め廃止】 () は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数(*)	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の定め の廃止
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

【希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】 () は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数(*)	66～69歳まで		70歳以上		★定年引上げと、 継続雇用制度の導入 を合わせて実施 した場合の支給額は いずれか高い額の のみとなります。
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1～2人	5万円	10万円	10万円	15万円	
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円	
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円	

(*) 対象となる60歳以上被保険者については、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

(2) 高齢者雇用環境整備支援コース

■ 助成内容

高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置（①機械設備の導入等、②雇用管理制度の導入・見直しおよび健康管理制度の導入）を実施した事業主に対し、要した費用の一部を助成します。

■ 支給額等

- ・雇用管理制度の導入等に伴う経費については、30万円を要したものとみなします。
- ・助成割合等は以下のとおりです。

	【助成割合】 中小企業	【助成割合】 中小企業以外	対象となる被保険者 1人あたりの上限額
高齢者雇用環境 整備支援コース	要した額の60%	要した額の45%	28万5千円
高齢者雇用環境整備 支援コース（生産 性要件※を満たす場 合のみ）	要した額の75%	要した額の60%	36万円

(3) 高齢者無期雇用転換コース

■ 助成内容

50歳以上で定年年齢（65歳以上である場合は65歳）未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、その人数に応じ助成します。（制度を就業規則等に規定する必要があります。）

■ 支給額

- ・1人あたりの助成額は以下のとおりです。

	【助成単価】 中小企業	【助成単価】 中小企業以外
高齢者無期雇用転換コース	48万円	38万円
高齢者無期雇用転換コース （生産性要件※を満たす場合のみ）	60万円	48万円

※生産性要件について

生産性要件の算定方法については、以下の厚生労働省ホームページをご参照ください。

「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割り増しされます」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

活用方法

制度の詳細については、下記の機関へお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課

TEL：092-718-1310 URL：<http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/index.html>